施行日：令和7年7月1日

健康保険
被扶養者資格確認調査の手引き

もくじ

1 住民票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. １
2 所得・課税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. ２～３
3 確定申告書及び収支内訳書【写】・・・・・・・・・・・P. ４～５
4 送金額申告書 及び 送金証明書【写】・・・・・・・・・P. ６～７
5 海外居住者に関する証明書・・・・・・・・・・・・・・P. ８

よくある質問はこちらから →

日野自動車健康保険組合

① 住民票

入手先：市区町村

証明書見本

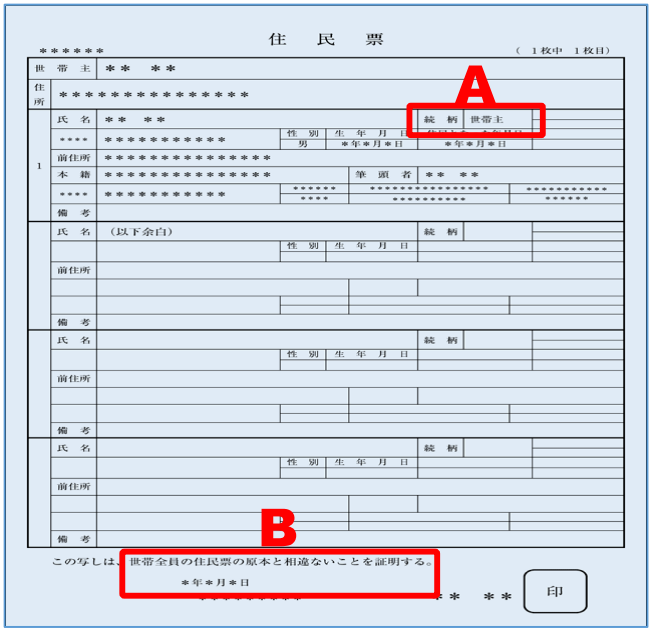

A　「続柄（世帯主、妻、子　等）」の記載があるものを発行してください
B　「世帯全員」の記載があり、発行から3カ月以内のものを提出してください。
※住民票はホチキスを外さずに提出してください。

【留　意　事　項】

＊ 学生及び無収入の方も提出が必要です。
＊ 被保険者と同居している場合は、1部のみ提出してください。
別居している場合は、被保険者と被扶養者それぞれの住民票を提出してください。
（調査対象者が複数いる場合で、同じ住民票に全員分の記載がある場合は、原本を代表者１名に添付し、提出してください。）
＊ 被保険者との同居かつ同一世帯が被扶養者の条件となっている方（義父義母、継子 等）と、別世帯になっている場合は、被扶養者削除の手続きが必要です。

「住民票」に関する よくある質問

Q　被扶養者と世帯分離をしていますが、一つ屋根の下に住んでいるので同居扱いになりますか？

A　**世帯分離の場合、別居（別世帯）の扱いとなります。**
送金の明細票等、被保険者が被扶養者の生計を維持している（生活の面倒をみている）ことが確認できる証明書を提出していただく必要があります。
（P6～P7 送金額申告書 及び 送金証明書　参照）

② 令和7年度 所得・課税証明書

入手先：市区町村

証明書見本

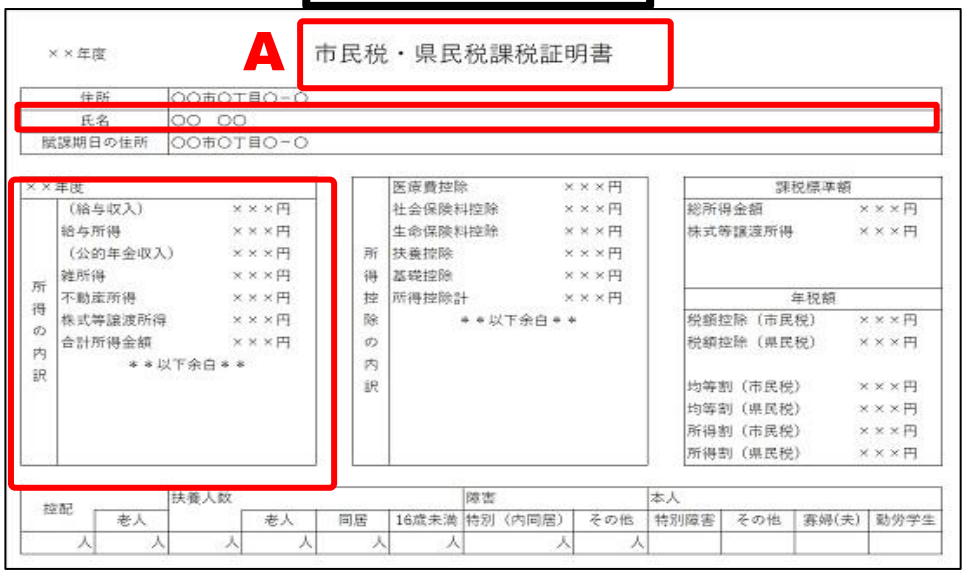

××年度

A 市民税・県民税課税証明書

B

住所	○○市○丁目○－○
氏名	○○　○○
賦課期日の住所	○○市○丁目○－○

C

××年度

所得の内訳		
	（給与収入）	×××円
	給与所得	×××円
	（公的年金収入）	×××円
	雑所得	×××円
	不動産所得	×××円
	株式等譲渡所得	×××円
	合計所得金額	×××円
	＊＊以下余白＊＊	

所得控除の内訳		
	医療費控除	×××円
	社会保険料控除	×××円
	生命保険料控除	×××円
	扶養控除	×××円
	基礎控除	×××円
	所得控除計	×××円
	＊＊以下余白＊＊	

課税標準額	
総所得金額	×××円
株式等譲渡所得	×××円

年税額	
税額控除（市民税）	×××円
税額控除（県民税）	×××円
均等割（市民税）	×××円
均等割（県民税）	×××円
所得割（市民税）	×××円
所得割（県民税）	×××円

控配	扶養人数				障害		本人			
	老人		老人	同居	16歳未満	特別（内同居）	その他	特別障害	その他	寡婦(夫)	勤労学生
人	人	人	人	人	人	人	人				

無職・無収入の方及び、学生の方も提出が必要です

A 市区町村によって、証明書の名称及び様式等が異なる場合がありますので、あらかじめ確認をお願いします。

証明書の名称例 ⇒ 所得・課税証明書、非課税証明書、所得証明書　等

B 必ず調査対象者（被扶養者）の提出をお願いします。

C 必ず「前年収入の内訳（※）」が記載されているものを提出してください。

重要!

・令和6年1月～12月の間、無職・無収入の方が証明書を発行を希望する場合、窓口での申告が必要になる場合があります。その際、発行に1カ月ほど有する場合もありますので、お早めにお住いの市区町村にご確認ください。

（※）給与収入や年金収入は、所得金額ではなく総支給金額を確認します。

この証明書では受付できません

【留　意　事　項】

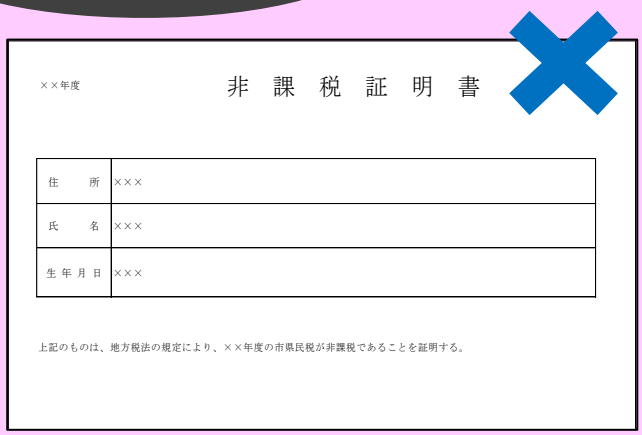

××年度　　非　課　税　証　明　書

住　　所	×××
氏　　名	×××
生 年 月 日	×××

上記のものは、地方税法の規定により、××年度の市県民税が非課税であることを証明する。

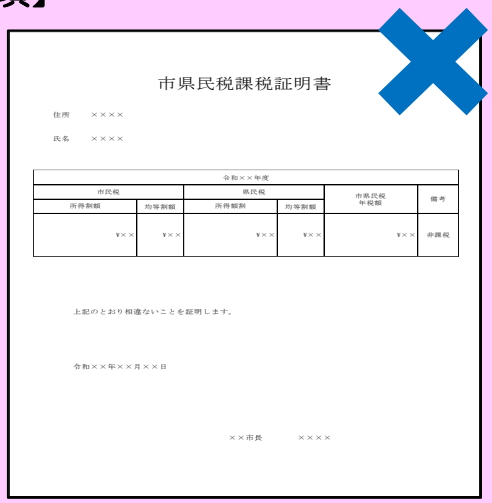

市県民税課税証明書

住所　××××

氏名　××××

令和××年度					
市民税		県民税		市県民税 申告額	備考
所得割額	均等割額	所得割額	均等割額		
¥××	¥××	¥××	¥××	¥××	非課税

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和××年××月××日

××市長　　××××

収入の内訳が記載されていない、上記の証明書では受付できません。

資格確認調査で確認させていただくのは、「被扶養者の収入状況」です。
【非課税の対象の方　＝　無職・無収入】ではない場合もございますので、必ず収入の内訳が記載されている証明書の提出をお願い致します。

「所得・課税証明書」に関するよくある質問

Q　前年よりも前から無職・無収入ですが、証明書の提出は必要ないですか？

A　前年よりも前から無職・無収入の場合でも、所得・課税証明書の提出は必要です。
収入の内訳が記載されている証明書にて、収入がないことを確認致します。

Q　所得・課税証明書の代わりに、前年分の源泉徴収票を提出してもいいですか？

A　複数の勤務先で就業している可能性がある為、原則、源泉徴収票での受付はできません。

Q　所得・課税証明書に記載されている収入金額が、扶養認定基準額（※）を超えていました。被扶養者の資格は継続できますか？
（※）年間130万円未満（60歳以上または障害年金受給者は180万円未満）

A　**継続することはできません。**
扶養認定基準額を満たしていないと判断し、原則、被扶養者の資格削除の対象となります。
ただし、やむを得ない事情（新型コロナウイルスのワクチン接種業務に従事していた等）がある場合は、健保にて「一時的な収入増である」かの確認を行い、資格継続可否を判断致します。

Q　今年の1月1日時点で日本に住民票がなかった為、所得・課税証明書が発行できないと言われました。何を提出したらいいですか？

A　・前年1月～12月に収入がない場合は、「被扶養者の収入に関する確約書」（※1）を記入し、提出してください。
・ 前年1月～12月に収入がある場合は、収入金額が確認できる書類（※）も併せて提出してください。

（※1）対象者にのみ調査票に同封しています。
（※2）外国語で記載されている場合は、翻訳文（近親者以外の第三者が翻訳し、署名したものが必要）

③ 令和6年分 確定申告書及び収支内訳書【写】

入手先：税務署

提出が必要な方 ➡ 事業収入、不動産収入、雑所得 等がある方

（業務委託、請負等で発生する収入含）

証明書見本

※下記は主な証明書の例です。税務署に申告した際に受付受理された、証明書の控え一式をご提出ください。

確定申告書　第一表

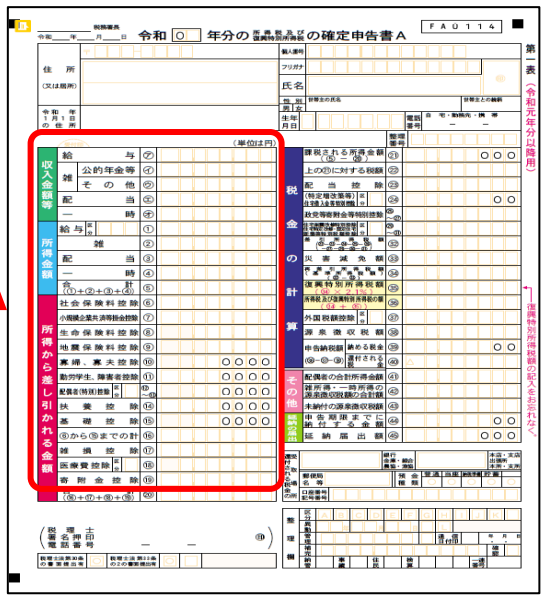

確定申告書　第二表

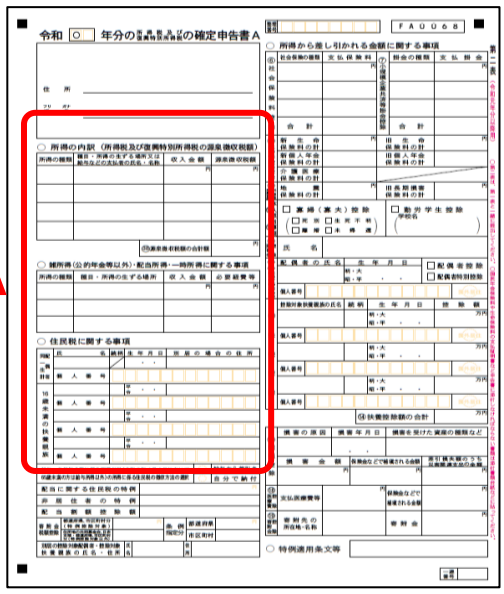

収支内訳書

（青色申告を行っている場合は、「青色申告決算書」）

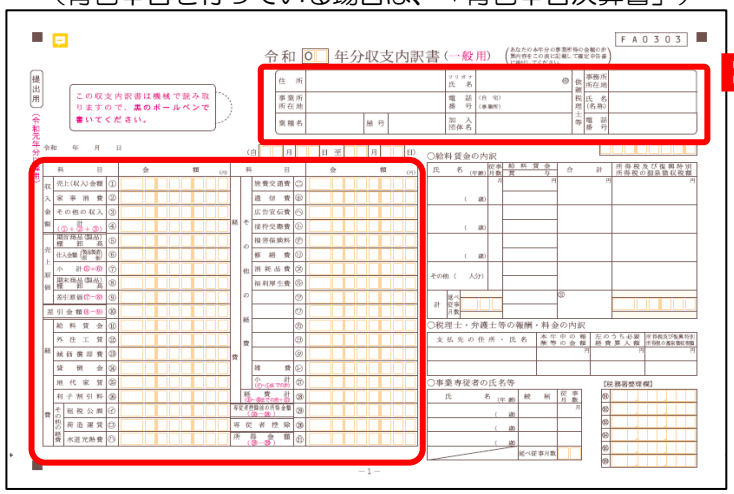

A 営業所得や不動産収入、雑所得、給与収入等を確認いたします

B 事業所所在地と自宅住所の確認をします。住所が異なる場合のみ必要経費（下記参照②・③）に含むことができます。

C 総収入金額から必要経費(下記参照)を引いた金額が、被扶養者認定基準額（※1）を満たしているか確認します。

重要！

日野自動車健保で認めている必要経費
①売上原価　　②地代家賃　　③水道光熱費

（※1）年間130万円未満（60歳以上の方及び障害年金受給者は180万円未満）

「確定申告書・収支内訳書」に関するよくある質問

Q　個人事業主ですが収入が低いため税務署で確定申告をしなくて良いと言われ、市役所で住民税の申告手続きをしました。何を提出すればよいですか？

A　市民税・都（県）民税申告書の写しをご提出ください。
ただし、詳細が確認できない場合は、次年度調査時に確定申告書を提出していただく場合もありますので予めご了承下さい。

市民税・都（県）民税申告書

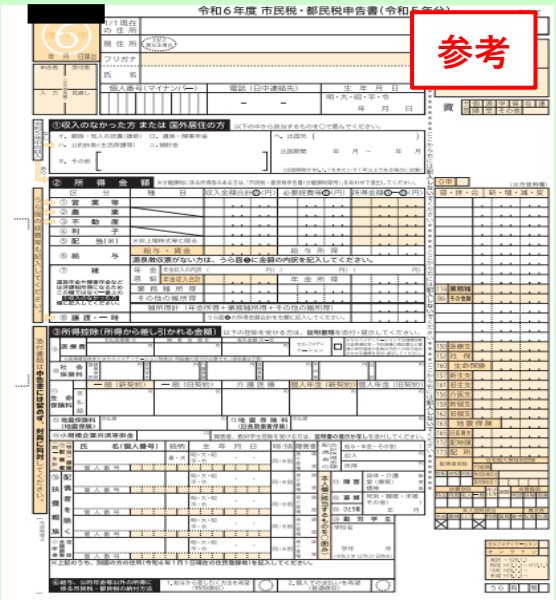

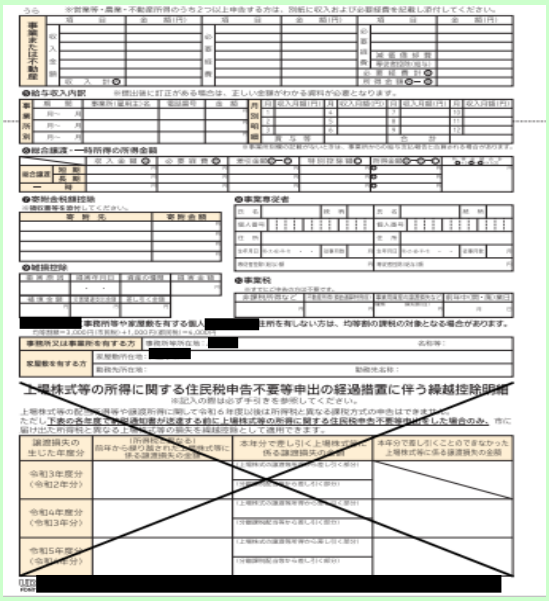

Q　雑所得に金額が記載されていましたが、身に覚えがありません。
何を提出すればよいですか？

A　収入の内容がわかる書類等をご提出ください。
お住まいの市区町村によっては児童手当等や公共の機関等での有償ボランティアの収入が該当するケースもありますのでご確認ください。

④ 送金額申告書 及び 送金証明書【写】

入手先：金融機関（銀行・郵便局 等）

提出が必要な方 ➡ 別居している方

送金（仕送り）の被扶養者認定基準

送金証明書が必要な被扶養者

別居している16歳以上の被扶養者

※ 別居とは住民票上別世帯となっていることを指します。
※ 以下の場合は下記の証明書を提出することで送金証明書免除

	被扶養者の状況	必要書類
a	被保険者の業務命令の転勤による別居 ※転勤のために被保険者が転居した場合	転勤証明書
b	16歳以上の子で学生（※1）	在学証明書（原本） 学生証（写）（※2）
c	養護施設入居	入居証明書（原本）

送金基準

以下、①～③すべての基準を満たすこと

① 被扶養者の収入（調査票記載の収入金額）よりも、多い金額を仕送りしている
- ▼ 無収入の場合：48万円以上
- ▼ 収入がある場合：年間収入（調査票記載）よりも多い金額

※被扶養者の収入が年間48万円未満の場合でも、年間48万円以上の仕送りが必要

② 必ず以下の内容が確認できる証明書であること
- ▼ 送金人が被保険者(本人)であること
- ▼ 受取人が被扶養者(家族)であること
- ▼ 送金日
- ▼ 送金金額

③ 第三者が確認できる方法（口座振込等）であること
※手渡しは認められません

（※1）国民年金保険料免除の対象となる学生を基準とする
（※2）学校名（学校住所）・学生の氏名・有効期限の記載があるもの

証明書見本

⇒証明書は添付されている送金額申告書の裏面に貼付して提してください。

銀行ATMの明細書(見本)

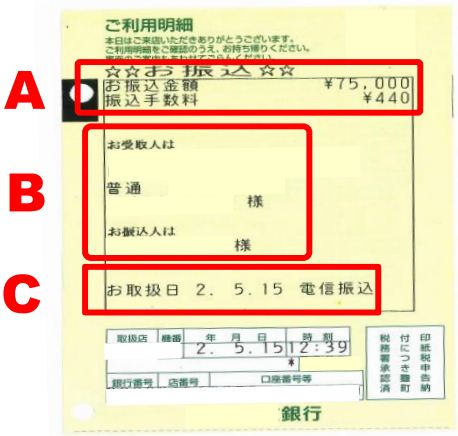

ネット振込の明細書(見本)

A 送金額が送金基準を満たしているかの確認をします
※必要な送金額については次ページ参照
B 「受取人が被扶養者であること」「振込人が被保険者であること」を確認します
C 振込年月日より何月の振込分かを確認します

重要!

【留　意　事　項】

＊ 別居している被扶養者については、毎年送金実績の確認を行いますので、
最低1年間分の送金証明書を保管しておいてください。
＊ 必ず、「送金額申告書」に「送金状況」を記入してください。
＊ 銀行振り込みの場合、振込依頼書、払込票、利用明細書、通帳の写し等での受付が可能です。
（通帳の写しを提出する場合、二人分の通帳の写し（それぞれの表紙と記帳内容）が必要）
＊ 現金書留の場合は、郵便局からもらう控え（上記「送金基準②」の項目が記載されているもの）
をご提出ください。

「送金証明書」に関するよくある質問

Q　被保険者の口座から被扶養者が定期的に引き落とす方法で
現金のやり取りをしている為、送金証明書を用意できません。

A　**1つの口座での現金のやり取りは、第三者から確認できる方法ではないため、
認められません。**
口座振込等、左記の「送金基準②」の項目がすべて確認できる方法に変更し、
送金証明書をご用意ください。

※送金証明書をご提出いただけない場合、被扶養者の条件を満たしているかの
確認ができない為、扶養削除の対象となる場合がございますのでご注意ください。

Q　両親に送金を行う際、2名分の送金額をまとめて1つの口座に振り込んでもいいですか？

A　被保険者が、被扶養者それぞれ（この場合、父親と母親）の生計を維持している
ことを確認させていただきますので、両親それぞれに、送金を行ってください。

Q　送金は定期的に行っていますが、1回分の送金証明書を紛失してしまいました。
紛失した分は貼付せず提出しても問題ないでしょうか？

A　送金申告書裏面「証明書貼付台紙」の紛失した年月欄にその旨を記入し、
貼付できる分を提出してください。

⑤ 海外居住者(例外①～⑤に該当する方)に関する証明書

提出が必要な方 ➡ 海外居住の方

（日本国内に住民票がない方）

令和２年4月1日より、健康保険法第3条第7項が改正されました

【主 な 変 更 点】

（１） 原則、日本国内に住所を有してない家族は被扶養者として認定できません

（２）ただし、下記①～⑤に該当する場合は、証明書類の内容から日本に生活の基礎があると認められれば、被扶養者として加入（資格を継続）することができます

例外に該当する被扶養者の状況	
①	外国において留学をする学生
②	外国に赴任する被保険者に同行する者（帯同家族）
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者
⑤	①から④に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められる者

それぞれ以下の証明書の提出が必要です

	証明書名称	入手先
①	学生証【写】又は 在学証明書【原本】	被扶養者が通う学校
②	海外赴任辞令【原本】　等	被保険者の勤務先（各事業所）
③	ボランティア派遣期間証明　等	ボランティアの派遣元　等
④	出生や婚姻等を証明する書類　等	各国の行政機関　等
⑤	個別に判断	状況により異なる

【留　意　事　項】

重要!

日本国内に住民票がない方が、上記①～⑤のいずれにも該当しない場合や、証明書が提出できない場合は、被扶養者資格削除の手続きが必要です。（P.2参照）

＊ 上記⑤に該当する場合は、個別判断となりますので、健康保険組合までご連絡ください。

＊ 外国語で記載されている証明書には、必ず「翻訳（翻訳者のサインがあるもの）」が必要です。